



28 訪販協第162号
平成28年12月22日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿

(公社) 日本訪問販売協会



成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書案について（意見）

表題の件について下記の通り意見を申し述べます。

記

今般、成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ（第12回）で示された報告書案では、消費者契約法や特定商取引法の整備・強化（契約の取消類型の追加、若年成人に対する連鎖販売取引の勧誘の禁止などの規制拡大）に触れる内容が含まれ、これがそのまま制度化されることになれば、関係業界に多大な影響が及ぶことが懸念されます。この度の議論は、消費者庁長官から意見を求められた、「新たに成人となる者への対応」を検討するものであり、このような重大な制度改正に繋がる結論付けを行うのであれば、苦情相談を精査し、しかるべき立法根拠をもとに、産業界を含めた関係者との十分な議論・調整・コンセンサスを得るべきです。

とくに本報告書が対象とする若者の範囲を18歳～22歳を念頭に「若年成人」とする点については、そもそも成年年齢の引下げ対応への検討は、政治参加に次いで民法上の若者の判断力を認める前提で行われるものであり、法制度によって特別な手当てをする必要性はないものと考えます。まして、二十歳以上の年齢に対し施策を講じることは今回の検討会の主旨から乖離していると言わざるを得ません。成年年齢の引き下げを行うのであれば、成年としての自覚も当然必要となり、権利も義務も成年に等しくなることが前提と考えます。

したがって、当協会としては、成年年齢の引下げにあたっては、安易に規制強化するのではなく、一部の悪質業者から消費者を保護するのであれば、産学

官の連携を強化しつつ消費者教育を充実するとともに、法執行を強化すること
で対応できるものと考えます。

最終のとりまとめに当たっては、ぜひとも慎重な検討をお願いいたします。

以上